

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

小学校 2 校を統合するため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 7 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

記

1 改正内容

- (1) 内山小学校及び大和小学校を統合し、内山小学校の位置にみやこ小学校を設置します。【令和 8 年 4 月 1 日施行】
- (2) みやこ小学校の位置を大和小学校の位置に変更します。【令和11年 4 月 1 日施行】

2 改正理由

(1) 趣旨

内山小学校及び大和小学校については、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に基づき、統合に向けた取り組みを進めてきました。

「第 3 回内山小学校と大和小学校の統合による新しい学校づくり懇談会」を経て「みやこ小学校」と校名案を選定したことから、統合校の設置のための条例改正を行うものです。

(2) 今後のスケジュール

令和 7 年 2 月市会	条例改正議案提出
令和 8 年 4 月 1 日	内山小学校の校舎でみやこ小学校を開校
〔 令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月31日	大和小学校の校舎を取り壊し、校舎を新築 〕
令和11年 4 月 1 日	新校舎に移転

3 条例案

別紙のとおり

（令和 7 年 2 月 7 日提出 総務部総務課）



令和 7 年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立内山小学校	名古屋市千種区内山一丁目 4 番15号	」
	名古屋市立春岡小学校	名古屋市千種区春岡二丁目 5 番38号	

を

「	名古屋市立春岡小学校	名古屋市千種区春岡二丁目 5 番38号	」
---	------------	---------------------	---

に、

「	名古屋市立大和小学校	名古屋市千種区松軒一丁目 4 番 9 号	」
---	------------	----------------------	---

を

「	名古屋市立みやこ小学校	名古屋市千種区内山一丁目 4 番15号	」
---	-------------	---------------------	---

に改める。

第 2 条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立みやこ小学校 | 名古屋市千種区内山一丁目 4 番 15 号 | 」
を

「 | 名古屋市立みやこ小学校 | 名古屋市千種区松軒一丁目 4 番 9 号 | 」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校 2 校を統合する必要があるによる。